



南部町告示第 4 5 号

地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項及び南部町財務規則第 38 条の 2 第 1 項の規定に基づき歳入の納付事務を次のとおり指定することとしたので、地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 2 項の規定及び南部町財務規則第 38 条の 2 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 6 年 8 月 26 日

南部町長 工 藤 祐 直



記

1. 納付させる歳入の種類
- 戸籍手数料
 - 住民票手数料
 - 印鑑証明手数料
 - 諸証明手数料
 - その他窓口業務に係る手数料等

2. 指定した期間 令和 6 年 8 月 26 日から 契約満了の日まで

3. 指定納付受託者

指定納付受託者	住所または事務所の所在地	決済種類
株式会社ジェーシービー	東京都港区南青山五丁目 1 番 22 号	クレジットカード (JCB・AMEX・Diners・Discover)